

(参考資料) 主要議題 (アレルギー、eコマース、テクノロジー) に係る仮訳

(参考仮訳(抄))アレルギー表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正案(1/4)

※ REVISION TO THE GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PRE-PACKAGED FOODS (CXS 1- 1985): PROVISIONS RELEVANT TO ALLERGEN LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/5)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成 (リンクは最終ページを参照)

4. 包装食品の義務的表示

4.2 – 原材料一覧
4.2.1.4
以下の食品及び原材料は、食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、原材料名に加えて、又は原材料名の一部として、特定の名称を使用して常に表示されなければならない。

食品及び原材料	特定の名称
グルテンを含む穀物及びその製品 -小麦及び他のTriticum 種 -ライ麦及び他のSecale種 -大麦及び他のHordeum種	小麦 ライ麦 大麦
甲殻類及びその製品	甲殻類
卵及びその製品	卵
魚類及びその製品	魚
落花生及びその製品	落花生
乳及びその製品	乳
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実類及びその製品 -アーモンド(Prunus amygdalus) -カシュー(Anacardium occidentale) -ヘーゼルナッツ(Corylus avellana) -ペカン (Carya illinoensis) -ピスタチオ (Pistacia vera) -クルミ(Juglans regia, Juglans nigra)	アーモンド カシュー ヘーゼルナッツ ペカン ピスタチオ クルミ

4.2.1.5
4.2.1.4 に記載されている食品及び原材料に加えて、以下を含むいかなるその他の食品および原材料についても、原材料名に加えて、またはその一部として、特定の名称を使用して表示することが求められてもよい。これは、リスク管理上の考慮事項を考慮した、それぞれの集団に関する利用可能なリスク評価データに基づくものとする。

食品及び原材料	特定の名称
ソバ及びその製品	ソバ
セロリ及びその製品	セロリ
オーツ麦及び他のAvena種及びその製品	オーツ麦
ルピナス及びその製品	ルピナス
マスタード及びその製品	マスタード
大豆及びその製品	大豆
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実類及びその製品 -ブラジルナッツ(Prunus amygdalus) -マカダミア(Macadamia integrifolia, Macadamia tetraphylla) -松の実(Pinus spp.)	ブラジルナッツ マカダミア 松の実

4. 包装食品の義務的表示

4.2 原材料一覧

4.2.1.6 確立された基準（注7）を用いた評価に従い、地域又は国の管轄当局は、セクション4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に掲げる食品由来の原材料の表示義務を除外することができる。

注7 FAO and WHO (2022). Risk assessment of food allergens: Part 1: Review and validation of Codex Alimentarius priority allergen list through risk assessment. p15-20.
<https://doi.org/10.4060/cb9070en>.

4.2.1.7 亜硫酸塩は、10mg/kg以上の濃度で、[消費者に提供される際に/消費される際に]食品中に存在するときは、原材料名の一部としては又はこれに追加して、「亜硫酸塩」(sulphite又はsulfite)の特定の名称を用いて表示されなければならない。注8 亜硫酸塩は、二酸化硫黄(SO₂)の総濃度および二酸化硫黄当量として測定されます。

4.2.2 バイオテクノロジーを通じて得られた食品又は食品原材料に、4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料から移行した食品アレルギーが存在する場合は、表示されなければならない。

4.2.3 4.2.1.4、4.2.1.7、および該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料で、原材料名に加えて、又はは原材料名の一部として特定の名称を使用して表示する必要があるものを除き、原材料リストの原材料は、セクション4.1（食品の名称）に定められた規定に従って表示されるものとする。ただし、次の場合は除く。

4.2.3.1 一般的な分類名の方がわかりやすい場合を除き、以下の分類名を使用することができる。分類名が使用される場合、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料は、分類名に加え又はその一部として、特定の名称を使用して表示されなければならない。

44

4.2 原材料一覧

4.2.4 食品添加物の加工助剤及びキャリアオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

6 -義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm²に満たない小さな食品については、セクション4.2及び4.6から4.8までの要件を除外できる。この免除は、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料の表示には適用されません。

8. 義務的情報の提示

8.3 特定の食品及び原材料の表示

8.3.1 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、フォントタイプや書式、色を用いて周囲からはっきりと目立つように表示されなければならない。

8.3.2 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、原材料一覧の中若しくは分離した文言又はその両方に表示されなければならない。

8.3.2.1 分離した文言を使用する場合は、「含む」という文言（又は類する文言）で始まらなければならない、原材料一覧がある場合にはその直下又は近接した場所に表示されなければならない。

8. 義務的情報の提示

8.3.3 ある食品が原材料一覧における表示の適用除外となっている場合において、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料は、セクション8.3.2.1に従う分離した文言中といった形で表示されなければならない。

8.3.4 単一の原材料からなる食品については、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料が名称の一部として又は名称と併せて表示されている場合には、セクション8.3.3の規定は適用しない。

(訳出元リンク) REVISION TO THE GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PRE-PACKAGED FOODS (CXs 1- 1985): PROVISIONS RELEVANT TO ALLERGEN LABELLING (STEP 7)
[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_05e%2B%2528Part%2BA%2529.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_05e%2B%2528Part%2BA%2529.pdf)

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイダンス案(1/3)

※ GUIDELINES ON THE USE OF PRECAUTIONARY ALLERGEN LABELLING (STEP 4) (CX/FL 24/48/5)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成 (リンクは最終ページを参照)

1. 目的

食品アレルギー又はセリアック病の消費者に交差接触による食品中のアレルギーの意図しない存在のリスクを伝えるための予防的アレルギー表示 (PAL) の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品における交差接触によって引き起こされる食品アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために使用されるPALに適用される。

3. 予防的アレルギー表示の定義

このガイドラインにおいて、「予防的アレルギー表示」(PAL) は、リスク評価によって特定された交差接触による食品アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言を意味する。

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドンス案(2/3)

4. 一般原則

4.1

交差接触による食品アレルギーの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルギー管理は、食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実践規範（CXC 80-2020）に従って実施されるものとする。PAL の使用は、これらのアレルギー管理方法を使用しても食品アレルギーの意図しない存在を防止または制御できず、参照用量を超える曝露につながる可能性がある状況に限定されるものとする。

4.2 PAL を使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在への参照要領を超える潜在的な曝露に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。

4.3 PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1に記載されている参照用量を使用して、このアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以上である場合にのみ使用されるものとする。

4.3.1 参照容量

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond (provisional)	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

48

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドンス案(3/3)

4. 一般原則

4.3.2 上記4.3.1によって特定のアレルギーに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則※に従って参照用量を設定することができる。

※FAO and WHO (2022). Ad hoc Joint FAO/WHO Expert Consultation on Risk Assessment of Food Allergens: Part 2: Review and establish threshold levels in foods of the priority allergens. <https://doi.org/10.4060/cc2946en>.

4.4 PAL には、消費者、医療提供者、食品事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする

5. PALの提示

5.1 包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）のセクション8.1.1、8.1.2、8.1.3、及び 8.2は、PAL に適用される。

5.2 PAL は、（ある場合には）原材料リストの下又は近接した範囲内で、別の文言として記載されるべきである。

5.2.1 PALの文言は、「含まれる可能性がある」という語句（または同等の語句）で始まり、GSLPF のセクション 4.2.1.4 及び該当する場合は 4.2.1.5 に記載されている特定の名称を使用して特定のアレルギーを含むものとする。

5.2.2 PALの文言は、GSLPF のセクション 8.3.1 に従って行われた宣言に使用されるものと同じフォントの種類、スタイル、または色を使用するなどして、周囲のテキストと明確に対照的になるものとする。

（訳出元リンク）GUIDELINES ON THE USE OF PRECAUTIONARY ALLERGEN LABELLING (STEP 4)

[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ff148_05e%2B%2528Part%2BB%2529.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ff148_05e%2B%2528Part%2BB%2529.pdf)

(参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案(1/3)

※GUIDELINES ON THE PROVISION OF FOOD INFORMATION FOR PRE-PACKAGED FOODS TO BE OFFERED VIA E-COMMERCE (STEP 7)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳作成

1. 目的

このガイドラインの目的は、eコマースを介して食品を購入する消費者が、食品の実際のラベルに表示されている情報や、eコマースを介して提供される食品に関するその他の事項を確実に把握し、情報に基づいた選択ができるようにすることである。

2. 適用範囲

2.1 このガイドラインは、要求され又は任意に提供される食品情報であって、eコマースを介して提供される包装食品の製品情報eページに表示されるもの、及びその表示に関する特定の側面に適用される。

2.2 このガイドラインは、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）に規定されている、配達時点において包装食品のラベル上に要求される情報には適用されない。

3. 用語の定義

この文書の適用にあたり、以下の用語は、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション2と併せて用いられなければならない。

「配達時点において」とは、消費者が包装食品を受け取る瞬間を意味する。

「eコマース」とは、食品に関して、電子的手段による商品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売若しくは配達を意味する。

「eコマースにおける販売の時点より前に」とは、消費者が注文及び購入の意思表示をする前に提供されることを意味する。

「製品情報eページ」とは、情報に基づいたeコマースによる販売を行うことを目的とした、消費者向け電子取引プラットフォーム上の仮想空間を意味する。

4. 一般原則

包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション3の一般原則は、販売が申し出られている包装食品の製品情報eページで示される食品情報に提供される。

50

(参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案(2/3)

5. 食品情報の原則

5.1 このガイドライン又は他のコーデックス文書に明示的に規定されている場合を除き、包装食品のラベル又は付随する表示で提供することが要求される食品情報は、eコマースにおける販売の時点より前に、包装食品の製品情報eページにおいて提供されなければならない。

これには、以下において規定されている食品情報が含まれる。

・包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション4及び5（セクション4.6及び4.7.1を除く） [包装食品の保持期限を示す表示の提供が推奨される。] [この条項において、「保持期限」とは、配達の時点から賞味期限又は消費期限までの期間で、その食品が適切に保管された場合にその特性を保持する期間をいう。]（オプションA）

又は

・[「消費期限」「有効期限」「賞味期限」又は「品質保持期限」の最低何日前までに製品が最終消費者に届けられるかの表示が推奨される。]（オプションB）

・「栄養表示に関するガイドライン」のセクション3

・その他の関連するコーデックステキスト

（続く）

5. 食品情報の原則（続き）

5.2 消費者に対し、消費前に実際のラベルで食品情報を確認するよう指示する文言が、eコマースでの販売時点より前に製品情報ページで提示されなければならない。

5.3 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）セクション 6 に規定される小さな食品の表示免除は、具体的な状況又は環境により正当化されない限り適用されない。

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。

6. eコマースにおける販売時点より前の任意の食品情報

GSLPFのセクション 7（※）は、販売される包装食品の製品情報ページで消費者に示される情報に適用される。

※ 任意表示に関して、義務的要件や誤認を招いてはならない等の一般原則等に抵触しない場合に限りいかなる記載であっても掲示することができる等の規定

7. 義務的食品情報の提示

7.1 このガイドラインで要求される食品情報は、製品情報ページの通常の設定及び使用の条件下で、明瞭かつ目立つ形で消費者が容易に判読できるものでなければならない。

7.2 製品情報ページで使用される言語は、当該食品が販売され、配送される国の消費者に適したものでなければならない。

（訳出元リンク） GUIDELINES ON THE PROVISION OF FOOD INFORMATION FOR PRE-PACKAGED FOODS TO BE OFFERED VIA E-COMMERCE (STEP 7)

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fmeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_06e.pdf

52

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案(1/4)

※ GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

4. 用語の定義

このガイドラインの目的において

「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。

「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性と
いった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。

b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。

c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

（続く）

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項（続き）

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報（例：ロット番号、日付表示）は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション3に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。
(続く)

54

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則（続き）

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、個人を特定するために使用されるかもしれない情報を提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるよう、十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いられたいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。（例：「原材料についての詳細情報はここをスキャン」）

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

(訳出元リンク) GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_07e.pdf